

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（農地環境整備事業）				
地区名	たみね 田峯地区				
事業箇所	北設楽郡設楽町				
事業のあらまし	<p>本地区は設楽町の南部に位置し、南は新城市（旧鳳来町）に隣接する水田・畑地帯である。本地区の用排水施設は、施工後30年以上が経過し、施設の破損や老朽化が進み、流水障害を起こしている。このため日々の維持管理に多大な労力を費やしている。また、水田の排水不良や鳥獣被害により、営農意欲の減退が危惧されている。</p> <p>本事業は、これらの老朽化した施設の整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図り、優良農地の保全を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>老朽化施設等を整備することにより、耕作放棄地の拡大防止を図り、農業者の確保及び中山間地域における優良農地の保全を図る。</p>				
事業費	事業費		内訳		
	2.8億円		■工事費 2.5億円、■用補費 0.2億円、■その他 0.1億円		
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 31 年度	完成予定年度 平成 34 年度
事業内容	<p>(生産区域)</p> <p>用水路工 1.1km、排水路工 1.9km、農地保全工 1.4ha、暗渠排水工 1.2ha</p> <p>(保安全管理区域)</p> <p>鳥獣侵入防止柵 0.3ha</p>				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の生産基盤は一次整備が実施されているが、用排水路の老朽化が進み、機能低下が著しく、日々の水管理に多大な労力を費やしている。また、水田の排水不良や鳥獣被害も発生しており、日々の営農に支障をきたしている。</p> <p>こうした状況の中、優良農地の保全による農業生産性の向上を図るため、老朽化した用排水路の整備、農地の保全等を実施する本事業を早急に進める必要がある。</p> <p>また、費用対効果分析結果（B/C）は1.06であり、基準値の1.0を超えており、効果が期待できる。</p>			
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>農家の不安要因となっている施設の老朽化等に速やかに対応し、耕作放棄地の拡大防止及び優良農地の保全を図る必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画		H30	H31	H32	H33	H34	
	工種区分	調査・設計	←→					
		用地補償		←→				
		工事(生産区域)						
		・用水路工		←→				
		・排水路工		←→				
		・農地保全工		←→				
		・暗渠排水工		←→				
		工事(保安全管理区域)						
	・鳥獣侵入防止柵		←→					
	事業費(億円)	2.8						
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成が図られている。							
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。						
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。						
III 対応方針								
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容								
<input checked="" type="checkbox"/> 対象(事業完了後5年目) <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・生産区域における営農状況 ・保安全管理区域における管理状況								